

岩手県告示第 1067 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 18 年 11 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 路線名 340 号

2 供用開始の区間

- (1) 九戸郡九戸村大字江刺家第 8 地割 77 番地先から 10 番 2 地先まで
- (2) 九戸郡軽米町大字軽米第 8 地割 193 番 3 地先内
- (3) 九戸郡軽米町大字軽米第 17 地割 29 番 2 地先から 30 番 7 地先まで
- (4) 九戸郡軽米町大字軽米第 18 地割 74 番 1 地先から 76 番 1 地先まで
- (5) 九戸郡軽米町大字軽米第 18 地割 96 番 2 地先から 60 番 1 地先まで
- (6) 九戸郡軽米町大字軽米第 18 地割 49 番 3 地先内
- (7) 九戸郡軽米町大字軽米第 18 地割 50 番地先内
- (8) 九戸郡軽米町大字軽米第 18 地割 64 番 1 地先内
- (9) 九戸郡軽米町大字軽米第 18 地割 58 番 1 地先内
- (10) 九戸郡軽米町大字軽米第 18 地割 58 番 1 地先内
- (11) 九戸郡軽米町大字軽米第 18 地割 93 番 1 地先から 119 番 1 地先まで

3 供用開始の期日 平成 18 年 11 月 17 日

4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 二戸地方振興局土木部
- (2) 期間 平成 18 年 11 月 17 日から同年 12 月 17 日まで